

令和3年8月5日開催

箕輪町農業委員会第6回総会

会 議 録

1 開催日時 令和3年8月5日(木) 午後5時45分から午後6時30分

2 開催場所 産業支援センター みのわ

3 出席委員 22人

会長 鈴木 健二

会長代理 議席1番 春日 初

委員 2番 金澤 博

3番 倉田 孝子

4番 唐澤 金実

5番 唐澤 稔

6番 藤田 久一

7番 櫻井 克成

8番 井口 雅文

9番 藤森 英雄

10番 原 美鈴

11番 赤沼 好秋

12番 唐澤 健二

13番 小林 正俊

14番 鈴木 健二

15番 大槻 憲治

16番 関 幹子

17番 唐澤 俊秀

18番 小野健一朗

19番 小松 孝寿

20番 唐澤 由寛

21番 藤澤 昭二

22番 上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局次長 唐澤 智大

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第6 議案第5号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について
- 日程第7 議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第10 報告第3号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について

局 長 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

【唱 和】

ありがとうございました。ご着席願います。
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 本日は朝早くからの方もいらっしゃいます。大変お疲れ様です。
本日の総会は予定より1時間遅れで始まっております。よろしくお願いいたします。

事務局 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまから第6回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
ここで、7月の経過報告をいたします。事務局願います。

事務局 第5回総会を7月5日月曜日 午前9時から役場講堂で開催し、農地法第3条の案件2件、農地法第4条の案件1件、農地法第5条の案件2件については、総会后6日付けで許可書を交付しました。

上伊那農業委員会協議会総会が7月12日月曜日 午後1時30分～午後5時
箕輪町産業支援センターで開催され、JA箕輪果実選果場、みのわテラスを視察
しました。出席者は会長、会長代理、関委員、原委員でした。

認定農業者協議会総会が7月14日水曜日 午後7時から開催され鈴木会長が出
席しました。

農地移動適正化あっせん会議が7月15日木曜日 午後1時30分～3時 役場
203会議室で開催し金澤農地部長が出席しました。

農地相談が7月15日木曜日 午後6時～8時（午後7時30分受付終了）役場
202会議室で開催し櫻井克成委員、藤田久一委員、唐澤健二委員が出席し、相
談者は1人でした。

酪農振興協議会が7月16日金曜日 午前11時から 地域交流センターみのわ
で開催され、農業委員出席者として鈴木会長、春日会長代理、金澤農地部長、関
農政部長が出席しました。

上伊那地区新規就農者激励会が7月28日水曜日 午後2時から JA上伊那本
所 フラワーホールにおいて開催され鈴木会長が出席しました。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

11番 赤沼 好秋 委員 12番 唐澤 健二 委員
の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をいたしま
す。

1番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
土地の表示は、中箕輪〇〇番〇〇 地目は「畑」面積〇〇㎡です。

農振地域内となります。売買価格は、坪〇〇円です。
譲受人は伊那市西箕輪の〇〇氏です。伊那市西箕輪の〇〇アールの畑でほ
うれん草等の野菜を耕作しています。この度、〇〇アールの農地を取得し、
アスパラを育てます。農地取得後の耕作面積は30アール以上となります。ここ
数年、農業研修を受け農業を始めた30代の若い農業者です。
譲渡人は木下の〇〇氏で農業経営の縮小を考え、当該農地を売るものです。

2番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
木下駅東側 〇〇の建物の隣接地です。荒廃地となっています。
土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目は「畑」面積〇〇㎡です。
売買価格は、坪〇〇円です。
譲渡人は〇〇氏です。
譲受人は〇〇氏です。同一世帯に住む父の〇〇氏が〇〇アールの自作地を所有して
おり、〇〇氏は父の農作業を手伝っています。
農業経営の拡充のため、売買による所有権移転を行います。
売買後は野菜を作る予定です。

3番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
上古田の〇〇を少し上ったところの農地になります。
土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目は「畑」面積〇〇㎡です。
売買価格は、坪〇〇円です。
譲渡人は〇〇氏です。
譲受人は〇〇氏です。
〇〇アールの自作地で耕作を行っています。
当該土地は〇〇氏の自宅のすぐ近くの土地になります。
経営の拡充のため、売買による所有権移転を行います。
売買後は野菜を作る予定です。

4番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目は「畑」面積〇〇㎡です。
売買価格は、坪〇〇円です。
譲渡人は東京都世田谷区に住む〇〇氏です。
譲受人は近くに住む〇〇氏です。自作地は〇〇アールですが、農振地域外で
あり、下減面積は満たしています。
当該土地について売買後は野菜を作る予定です。
本件の隣接地2筆について駐車場や通路としての転用を行いたいとのことで申請
がありました。こちらは5条の議案の際、説明をさせていただきます。

5番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
〇〇の境のあたり、〇〇より少し上の農地になります。
土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇ほか3筆。
地目は「畑」合計面積〇〇㎡です。
売買価格は、坪〇〇円です。
譲渡人は〇〇氏です。
譲受人は酪農を営む〇〇氏です。
〇〇氏が酪農をやめ、〇〇氏へ引き継ぎます。

6番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇、中箕輪〇〇番〇〇
地目は「畑」合計面積〇〇㎡です。
売買価格は、坪〇〇円です。
譲渡人は近くに住む〇〇氏です。
高齢化のため農業経営の縮小を考えています。
譲受人は諏訪市の〇〇氏です。
現状、一の宮の他の農地でりんごを〇〇アールやっています。
ここで〇〇氏の農地を引き継ぎ、りんごを行う予定です。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件と5番案件、小松委員。

小松委員 小松です。事務局の説明のとおりです。
問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 2番案件、原委員。

原委員 原です。事務局の説明のとおりです。
問題はないと思いますのでご審議をお願いします。

議 長 3番案件、唐澤稔委員。

唐澤稔委員 唐澤です。7月8日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。
問題はないと思いますのでご審議をお願いします。

議 長 4 番案件、小野委員。

小野委員 小野です。7月19日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。特に問題はないと思います。

議 長 6 番案件、櫻井委員。

櫻井委員 櫻井です。事務局の説明のとおりでして、諏訪・岡谷の方がこの近辺を耕作しています。荒廃地がなくなることにつながりますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願います。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第1号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
ついて を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。売買での所有権移転による住宅・家庭菜園用地としての申請
です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇、中箕輪〇〇番〇〇

地目は「田」 合計面積〇〇m²です。

売買金額は、坪〇〇円です。

譲受人は松島の〇〇氏です。

譲渡人は松島の〇〇氏です。

譲受人は二世帯住宅と家庭菜園のできる土地をさがしていたところ、こちらの土

地が見つかりました。

こちらの土地は昭和62年にアパート用地、住宅用地として松島の〇〇氏から〇〇氏へ5条許可が出ておりましたが、その後の実施や手続き等がされずにおりました。

ここで転用の内容や人が変わりますので、変更申請がだされたところです。

農地区分は、用途地域内で、第3種農地に該当。

位置的代替性もないため、転用やむなしと判断します。

2番目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地としての申請です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇

地目は「畑」 合計面積〇〇㎡です。

売買金額は、坪〇〇円です。

譲受人は 辰野町の〇〇氏です。

譲渡人は愛知県あま市の〇〇です。

譲受人は住宅と家庭菜園のできる土地をさがしていたところ、こちらの土地が見つかりました。

譲り渡し人は遠方のため売買に至りました。

農地区分は、用途地域内で、第3種農地に該当。位置的代替性もないため、転用やむなしと判断します。

3番目の案件です。売買での所有権移転による駐車場としての申請です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目は「田」面積〇〇㎡です。

4番目の案件です。売買での所有権移転による住宅としての申請です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目は「田」面積〇〇㎡です。

売買金額は、坪〇〇円です。

譲受人は南箕輪村の〇〇氏です。

譲渡人は沢の〇〇氏です。

譲受人は住宅と駐車場用の土地をさがしていたところ、こちらの土地が見つかりました。

農地区分は、市街化近接区域でおおむね10ha未満の農地で、第2種農地に該当。位置的代替性もないため、転用やむなしと判断します。

5番目の案件です。売買での所有権移転による通路用地としての申請です。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇

地目は「田」 合計面積〇〇㎡です。

売買金額は、坪〇〇円です。

譲受人は近くに住む〇〇氏です。
譲渡人は近くに住む〇〇氏です。
譲受人の自宅の侵入通路の拡大のため売買を行います。
農地区分は、用途地域内で、第3種農地に該当。
位置的代替性もないため、転用やむなしと判断します。

6番目の案件です。売買での所有権移転による太陽光発電施設としての申請です。
土地の所在は、東箕輪〇〇番1 地目は「畑」 面積〇〇㎡です。
売買金額は、坪〇〇円です。
譲受人は茅野市の〇〇氏です。太陽光発電にて中電に電力の供給をし、収入を得て資産の運用をし、電力需要に貢献したいと考えています。
位置図の後半に設計図等を載せています。
発電効率の良い箕輪町で発電事業を行いたいとのことです。
譲渡人は愛知県春日井市の〇〇氏で遠方のため売買に至りました。
地区分は、市街化近接区域でおおむね10ha未満の農地で、第2種農地に該当。
長年の荒廃地であり、近隣住民の理解も得られており、転用やむなしと判断します。

7番目の案件です。売買での所有権移転による駐車場としての申請です。
土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目は「畑」 合計面積〇〇㎡です。
売買金額は、坪〇〇円です。
譲受人は近くに住む〇〇氏です。
譲渡人は東京都世田谷区の〇〇氏です。
申請地東側が住宅。狭いため駐車場として使用したいとのことです。
農地区分は、用途地域内で、第3種農地に該当。
位置的代替性もないため、転用やむなしと判断します。

8番目の案件です。売買での所有権移転による通路としての申請です。
土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目は「畑」 合計面積〇〇㎡です。
売買金額は、坪〇〇円です。
譲受人は近くに住む〇〇氏です。
譲渡人は東京都世田谷区の〇〇氏です。
譲受人の申請地北側の自宅は北側の町道375号線を利用して住宅への進入路としているが、道幅が狭く拡幅できる未通しが無いため申請地を自宅への侵入路としたいとのことです。
農地区分は、用途地域内で、第3種農地に該当。
位置的代替性もないため、転用やむなしと判断します。

9番目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地としての申請です。土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目は「畑」 合計面積〇〇㎡です。売買金額は、坪〇〇円です。譲受人は伊那市の〇〇氏です。譲渡人は上古田の〇〇氏です。譲受人は現在伊那市に住んでいるが、家が狭いため申請地を譲り受けて家を建てたいとのこと。農地区分は、消極的2種農地に該当。位置的代替性もないため、転用やむなしと判断します。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。ご審議をよろしく願いいたします。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。1番案件、唐澤健二委員。

唐澤健二委員 唐澤です。7月12日に説明を受けました。事務局の説明通りです。ご審議をお願いします。

議長 2、7、8番案件、小野委員。

小野委員 小野です。事務局の説明のとおりです。問題ないと思われま

議長 3、4番案件、唐澤金実委員。

唐澤金実委員 唐澤です。7月19日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。大きな問題はないと思いますのでよろしく願い

議長 5番案件、春日委員。

春日委員 春日です。7月17日に説明を受けました。特に問題はありません。よろしく願い

議長 6番案件は私、鈴木が説明します。7月18日に説明を受けました。住宅街の中の傾斜のある畑です。詳細は事務局の説明のとおりです。

9番案件、小林委員。

小林委員 小林です。7月11日に説明を受けました。
特に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願います。
(質問・意見なし)
質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第2号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集
積計画(農地中間管理事業分)について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理
事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社(中間管理機構)が間に入る形での利用権の設定を
行った農地の状況となります。

9ページは、総括表となります。

畑 21709㎡ であります。

10ページは、借り手の状況となります

11ページから12ページは、貸し手の状況となります。

それぞれ確認をいただきたいと思っております。

議案第3号 農地中間管理事業分に関しての説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。
(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。議案第3号を採決いたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして、日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について明いたします。

15ページは、総括表となります。

田 5, 588㎡、畑 10, 948㎡ 計16, 536㎡

16ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

それぞれ確認いただきたいと思います。

議案第4号 農用地利用集積計画に関しての説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

（質問・意見なし）

質疑を終結いたします。 議案第4号を採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして、日程第6 議案第5号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について説明します。

農地パトロールで荒廃地と判断された土地で、農業振興地域外の農地で、山林化

や、原野化している農地で、所有者が非農地としての判断に承諾いただいている農地について、非農地の判断を行うものとなります。

先月の総会でご意見をいただきましたが、位置がはっきりしないもの、西部土地の決済金の確認の取れていないものがあり、こちらは議案から外したため、再度議案として出しておさせていただきます。

田 2筆 703㎡、畑 4筆 3,811㎡ 計6筆 4,514㎡となります。

本日ご審議いただき非農地がきまった段階で、再度該当者へ確認の上、申請をいただき、地目変更登記を行います。

該当する委員の方へは後日申請書等作成しまして、該当者の方へ書類配布をいただくなどご協力をお願いします。

詳しくは該当する委員の方へ後日説明をさせていただきます

議案第5号 耕作放棄地の農地・非農地の判断についての説明は以上となります。ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。 議案第5号を採決いたします。

議案第5号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして、日程第7 議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。駐車場に伴う申請になります。

土地の所在は、中箕輪〇〇番〇〇 地目「畑」面積〇〇㎡。

申請人は、〇〇 氏です。

申請人は自宅の駐車場が手狭なため、自宅から50mほどの申請地に砂利をひき駐車場にするため、当申請を行うものです。

農地区分は用途地域内で、第3種農地に該当。
位置的代替性もないため、転用やむなしと判断します。

議案第6号についての説明は以上になります。ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、春日委員。

春日委員 春日です。7月20日に申請者から説明を受けました。
耕作の難しい土地とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願います。
(質問・意見なし)
質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第5号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。
続きまして、日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出
について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。

使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳にな
ります。5件 解約の届出がありました。
次期耕作者が決まっている方が、4件となっております。
報告第1号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 報告第1号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたします。

報告の5ページをお開きください。

相続により農地を取得しました届出の受付分になります。

全部で2件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 報告第2号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

議長 続きまして、日程第10 報告第3号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明いたします。

公社への売買ですが、7ページからのとおりとなっております。

今回は公社から個人への案件3件のみとなります。

報告第3号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 報告第3号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思えます。

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

1 1 番

1 2 番
